

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）において機械オペレーターとして就労していたところ、パニック障害に罹り、その後は梱包作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場内において重さ約14Kgの段ボール箱を積み上げようとしたところ、躓きそうになり、身体を捻るような形になって耐えたため、左足に激痛が走ったという。請求人は、同年〇月〇日、D医院に受診し、「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件疾病」という。）と診断され、同月〇日、E病院に受診し、「左腰椎坐骨神経痛」と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、業務により腰痛を発症し、平成〇年〇月〇日、業務中に起きた出来事で更に悪化した旨主張している。

この点、D医院における請求人の診療録、受診歴によれば、確かに、請求人は、平成〇年頃に腰痛を発症し、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間において、複数の医療機関に受診していることが確認できる。

もっとも、請求人の腰痛が悪化したとする時期、出来事の状況等については、請求人の申述によっても必ずしも明確でなく曖昧であるといわざるを得ないところ、一件記録を精査するも、請求人が主張する出来事は確認できない。そうすると、当審査会としても、請求人には本件請求以前から継続した腰痛の治療歴が認められるものの、請求人の腰痛が業務中の災害性の出来事により症状が悪化したと判断することはできない。

(2) ところで、腰痛に係る業務上外の判断に当たっては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、認定基準によれば、請求人の腰痛が「腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3カ月から数年以内）従事する労働者に発症した腰痛」というためには、①おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務、②腰部にとって極めて不自然ないし非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務、③長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を継続して

行う業務、④腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務のいずれかの要件に該当するものと認められなければならないとされている。

この点、請求人の申述によれば、請求人の業務は、約14kgのダンボール箱をフォークリフトの空パレットまで運び、積み込む作業というものであり、当審査会として、一件記録を精査するも、当該作業をもって上記認定基準の要件に該当するとはいえないものと判断する。

(3) なお、請求人は、平成〇年頃、初めて業務中に腰痛を発症した旨をも述べているが、請求人の業務は上記のとおりであるところ、一件記録を精査するも、当該主張を裏付ける根拠を見いだすことはできない。

(4) 以上のことからすると、請求人の腰痛の発症、又はその悪化と業務との間に相当因果関係を認めることはできず、したがって、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。